

本間通信

～「退職所得の源泉徴収票」提出範囲の拡大～

これまで、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票は「役員」に限り、所轄税務署や市区町村への提出義務がありました。

令和8年1月1日以降に支払う退職金にかかるものから、この範囲が「すべての居住者」に拡大され、役員だけでなく従業員についても提出が必要となります。

〈提出範囲の拡大〉

現行（～令和7年12月までの支払い）

対象者	受給者本人交付	税務署提出	市区町村提出
役員	必要	必要	必要
従業員	必要	不要	不要

改正後（令和8年1月以降の支払い）

対象者	受給者本人交付	税務署提出	市区町村提出
役員・従業員	必要	必要	必要

〈従業員の源泉徴収票の時期〉

原則… 退職金支払いから1か月以内に税務署や市区町村に提出

例外… 税務署に限り、翌年1月末に1年分をまとめて一括提出が可能

これにより税務署へ都度提出する負担は軽減されますが、年末までに退職者情報を正確に集約し、翌年提出に備える準備が必要となります。

※提出対象の判定は、退職日ではなく「退職金の支払い日」で判定されます。

令和7年12月に退職した場合（従業員）

令和7年中に支給→税務署・市区町村への提出不要

令和8年中に支給→税務署・市区町村への提出必要